

令和 2 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 37 |
-

令和 2 年 9 月 1 0 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

令和2年9月10日 木曜日

午前10時00分開議

午後 2時28分開議（実時間194分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第81号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））
1. 議案第87号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））
1. 議案第91号・契約の締結について
1. 議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 増田 一喜 君
副委員長 北園 武広 君
委員 大倉 裕一 君
委員 庄野 末藏 君
委員 高山 正夫 君
委員 橋本 隆一 君
委員 福嶋 安徳 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 桑原 真澄 君

市民環境部次長 谷 脇 信博 君
理事兼環境課長 武 宮 学 君
循環社会推進課長 坂 口 初美 君
環境センター
管理課長 稲 本 健一 君

建設部長 潮 崎 勝 君
建設部総括審議員
兼次長 田 村 伸 司 君

都市整備課長 一 美 晋 策 君
住宅課主幹兼
空家対策係長 西 田 昌博 君

理事兼住宅課長 下 村 孝 志 君
建設政策課長 竹 原 彰 吾 君

土木課長 小 原 聖 児 君
営繕課長 松 野 光 洋 君

下水道総務課長 奥 村 勝 己 君

下水道総務課
経営係長 園 田 哲 次 君

下水道建設課長 涌 田 直 美 君
財務部

契約検査課長 岩 瀬 隆 敏 君

契約検査課長補佐 竹 田 圭 志 君

資産経営課長 續 良 彦 君

○記録担当書記 勇 正 一 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（増田一喜君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（増田一喜君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お世話になります。

ただいま委員長お話の議案第76号・一般会計補正予算・第9号の衛生費中、市民環境部所管分について、谷脇市民環境部次長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○市民環境部次長（谷脇信博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。よろしくお願い申し上げます。

座らせて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（谷脇信博君） それでは、議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第9号について御説明いたします。

別冊の議案書、補正予算書の第9号でございます。衛生費のうち、市民環境部所管分について御説明いたします。

14ページをお開きください。

14ページ下段の、款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の補正前額13億7118万7000円に対し、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業としまして389万4000円の補正をお願いし、補正後の額を13億7508万1000円といたすものでございます。

なお、財源は、全額一般財源を予定しております。

これは、千丁支所管内のごみ収集に係る平成27年度委託契約において、入札により委託先が他社になったが、ごみ収集の受託先としての

権利は原告側にあるとして、市を相手取り、3616万2000円の損害賠償を請求したものです。

本件の裁判で、原告側は熊本地裁及び福岡高裁で敗訴しましたため、最高裁判所への上告をしておりましたが、去る6月26日に上告不受理の決定がなされ、本件は市の全面勝訴が確定し、終結いたしますことから、代理人弁護士に対し成功報酬金を支払うものでございます。

なお、ただいま終結を報告いたしました裁判のほかに、市は原告側から3件訴えられております。うち2件は、競合する同業他社への平成28年から平成30年からのそれぞれの2年間の許可を取り消すように求めた裁判で、既に本市勝訴の判決を得、終結しておりますことから、代理人弁護士への報酬金の支払いも完了しております。

残り1件は、令和元年10月議会の本委員会で御説明しました、千丁支所管内でのごみ収集運搬業務委託契約の委託先が競合する同業他社になりましたことから、原告側より損害賠償を求める裁判が熊本地方裁判所へ提起され、今月23日には5回目の口頭弁論が開かれる予定でございます。

以上で報告を終わります。審議方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時06分 小会)

(午前10時08分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の潮崎でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号の建設部所管分については、田村建設部総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしく願います。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の田村でございます。よろしく願います。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） それでは、お手元の議案76号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第9号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を415万4000円増額補正し、補正後の額は49億4312万3000円としております。

その内訳は、項1・土木管理費を150万円増額、項5・都市計画費を265万4000円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

15ページをお開きいただきまして、一番下の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費は、補正額150万円を加えて、2億3784万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、まちづくり交流基金繰入金が150万円でございます。

補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を150万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております空き家バンク事業でございます。この事業は、八代市住生活基本計画に基づき、地域定住に資する住まい、住環境づくりの一環として空き家バンクを整備し、移住定住者向け宿泊施設、交流施設などに空き家の活用を図るものです。

今回、空き家の利活用促進のため、不要物の撤去及び改修工事等に要する経費の一部を補助する八代市空き家バンク活用促進事業補助金の申請が当初の予定を上回るため、不足額を補正するものでございます。

続きまして、16ページ、1枚めくっていただきまして、一番上の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目4・公園費は、補正額265万4000円を加えて、2億6453万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が132万円、地方債が120万円、一般財源が13万4000円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を265万4000円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております都市公園安全・安心対策緊急支援事業でございます。この事業は、国庫支出金を活用するもので、国の防災・安全交付金の市町村間流用受入れに伴うものでございます。

別冊の建設環境委員会資料、議案第76号・令和2年度一般会計補正予算・第9号、建設部所管分を併せて御覧ください。

公園費の港町児童公園は、1ページに内容等

を、めくっていただきまして、2 ページに位置図と現況の写真を示しております。老朽化したトイレの改築及び園路の改修によるバリアフリー化を行い、公園施設の安全・安心対策のため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） お願いします。

今の港町児童公園のトイレ改築ということですが、基本的には洋式にされたということですか。

それとあと、バリアフリーという視点から、障害者の方も利用できるような洋式化にされたのか、一応伺いたいんですけれど。

○都市整備課長（一美晋策君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）都市整備課、一美でございます。

今、委員御質問のトイレについてですが、多目的トイレということで、多目的トイレとして洋式トイレを設置するものでございます。

ですので、車椅子の方も御利用できるというところでの洋式トイレを設置するものでございます。（委員橋本隆一君「はい。理解できました」と呼ぶ）

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） 和式トイレもそのまま活用できるようになってるんですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 写真にあります現在のトイレについては撤去をさせていただいて、男子トイレと多目的トイレの新しいトイレを設置するものでございます。（委員橋本隆一君「はい。ありがとうございます。分かり

ました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 空き家バンク関連でございます。今回補正額150万円からちょっと外れるかもしれませんが、この空き家バンク事業についてのですね、広報宣伝の内容と、あと、取得の要件ですね、その辺りを教えていただければと思います。

○住宅課主幹兼空家対策係長（西田昌博君）

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）住宅課の西田と申します。よろしくお願いいたします。

委員御質問の広報関係でございますけれども、現在、まず、今年度周知いたしましたところで、まず、固定資産税のですね、納税通知書と一緒に空き家バンクにつきまして制度周知をしております。それと併せまして、今月の広報やつしろのほうにもですね、空き家バンクの特集号を載せておりまして、その中でこの空き家バンクに関します周知を図っているものでございます。

もう一つ御質問ありました取得要件でございますけれども、空き家バンクの登録の取得要件で。（委員高山正夫君「登録ってということになるんですかね。空き家バンクを例えば」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ちょっと待ってください。（委員高山正夫君「空き家を購入するか、そういうのは」と呼ぶ）もう一遍、言ってください。ちょっと分かってないみたいなんで。

○委員（高山正夫君） すいません、ちょっと空き家バンクということで、私、ちょっと理解しとらんかったでしょうけど、空き家自体を、例えば、購入すると、そういう事例の中で取得要件があるのかってことです。

○住宅課主幹兼空家対策係長（西田昌博君）

空き家バンクの利用される方の取得要件でございますけれども、これは取得要件の中に、まず

ですね、八代市のほうに空き家バンクの利用の登録をしていただく必要がございます。ですので、空き家バンクに登録してる物件を気に入られましたらですね、まず、八代市のほうに利用者の登録をしていただくことになりますけども、その資格要件としましては、まず、市税とか滞納がないという方を入れてまいります。

それと、利用者に関します登録要件としましては、制限されるのは、あとは不動産の仲介を通してからいきますので、気に入られたらですね、まず、資格としては特に、市税とか滞納がないというところぐらいしかないもんですから。

(委員高山正夫君「分かりました」と呼ぶ)

○委員長(増田一喜君) いいですか。

○委員(高山正夫君) これ、ちょっと要望になりますけども、今回、坂本災害で相当数、家をなくしたという方もいらっしゃると思いますので、そういった方にやっぱり積極的なですね、周知をしていただければというふうに思います。要望でございます。

○委員長(増田一喜君) 分かりました。

先ほど西田住宅課主幹兼空家対策係長のほうですね、肩書で、最後のほうに公園緑地係長と申しましたけども、空家対策係長ということで、申し訳なかったと思いますので、訂正いたしますのでよろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

○委員(大倉裕一君) 空き家バンク事業のことでお尋ねをいたします。

当初、これまで計上されてたのが5件で、今度3件分を追加したいということで、8件分になると思うんですけども、この3件というのは実際に市民の方から要望が上がってる件数なのか、それとも、プラス予備分を見た件数が含まれているのか、その辺りをお聞かせいただきたいというのが1つです。

もう一つは、空き家バンク、この補助事業ですけども、さらに追加がきた場合の対応はどう

されるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼住宅課長(下村孝志君) 住宅課、下村です。よろしくお願いします。

ただいまの件ですけれども、3件につきましては要望が上がり、あるいは、上がりそうな分ということで、3件カウントしております。

それと、今後、もしも追加で足らなくなったりとか何かという部分につきましてはですね、空き家バンク事業の中で空き家バンク活用促進補助決定というのが、契約が締結された後に1年間という期間がございますので、その中で、年度をまたいでも請求とか何かがありますもんですから、そこは要求されます方々と少し協議させていただいた上でですね、例えば、翌年度に持ってくるかというような工夫をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員(大倉裕一君) 考え方の部分は理解をしたいというふうに思います。件数とかですね、その辺りについては理解したいと思います。

ただ、1年間という補助事業の制約という部分に触れていただいたというふうに思うんですけど、今回の豪雨災害、それから、台風災害、そういったところからすると、建設業に携わる方の手がひよっとすれば足りなくなってくるのではないかなということもですね、考えられます。他市というか、他の自治体では昨年の台風の影響がまだ尾を引いて、住宅改修に手がついてないというようなところもありました。その背景には、コロナがあって、県外からの労働者も入れられないとか、いろんな要因が重なっている部分があると思いますので、その辺りは市民の立場に立っていただいてですね、先ほど調整を図りたいという言葉がありましたけども、その辺りをよろしくお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、都市計画費のほうで、

公園の改修の件ですけれども、先ほどいただきました資料のほうでは、園路の改修という内容にも触れておられるようですので、全体的にこの公園の工事をどのようにされるのか。トイレの部分は先ほど説明がありましたので理解をしたいと思いますけども、そのほかにこういったことを考えておられるのかということをお聞かせください。

○都市整備課長（一美晋策君） 委員御質問の公園の園路の整備についてですけども、今回の補正につきましては、一応、すみません、ちょっと説明があれしますけども、トイレと園路の施設整備に使うものですが、今回の分については一応トイレを整備するということで、先ほど申し上げましたように、トイレ自体が多目的トイレになりますので、段差等がありますと車椅子の方が入れないというようなところも出てくるものですから、それまでのスロープ等を整備するということで、今回、その園路については単独費の中で整備をさせていただきたいということで考えているところでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 確認になりますけど、その単独費というのはこの予算とまた違う意味になるんでしょうか。単独費のところ、聞かせていただいていいですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 一応、今回の補正予算については、防災・安全交付金の他市の流用分について県のほうから照会があったので、それを頂くというところでやっておりますので、既存の既決の予算内の分でその分については整備をさせていただくということで、いろいろやりくりをした中で、今回の防災・安全交付金分についてはトイレの設置について充てさせていただきたいというふうに考えているところです。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、先ほど要望の中でも述べたんですけども、今回、豪雨災害、台風災害というような状況の中で、職人さんの手がですね、不足するようなこともあるかと思います。そういう中で、空き家バンク事業が進められていくわけですけども、市民の立場に立ったですね、補助事業になるように、寄り添っていただくような対応をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

なければ、これより採決いたします。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））

○委員長（増田一喜君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） それでは、令和 2 年 7 月 20 日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分されました議案のうち、議案第 81 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 7 号の建設部所管分につきまして、田村建設部総括審議員兼次長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） 建設部の田村でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） それでは、お手元の八代市議会 9 月定例会議案の 7 ページ、議案 81 号をお願いいたします。

地方自治法の規定により、専決処分した事件を報告することになっておりますので、9 ページ以降になりますが、令和 2 年度・八代市一般会計補正予算書・第 7 号により御説明させていただきます。

それでは、13 ページをお願いいたします。

第 1 表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款 7・土木費を 274 万 9000 円増額補正し、補正後の額は 49 億 3451 万 3000 円としております。

その内訳は、項 1・土木管理費を 17 万円増額、項 2・道路橋梁費を 65 万円増額、項 5・都市計画費を 192 万 9000 円増額補正したものでございます。

また、款 10・災害復旧費を 7 億 2074 万 4000 円増額補正し、補正後の額は 7 億 4584 万 5000 円としております。

そのうち、建設部所管分として、項 2・公共土木施設災害復旧費を 5 億 4640 万円増額補正したものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

25 ページになります。25 ページをお開きいただき、真ん中の表を御覧ください。

款 7・土木費、項 1・土木管理費、目 2・建築総務費は、補正額 17 万円を加えて、2 億 3634 万 7000 円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が 17 万円でございます。

補正額の内訳は、節 13・使用料及び賃借料が 17 万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております公共建築物営繕事業（豪雨災害）であり、令和 2 年 7 月豪雨により被災した公共建築物の被害調査を行うために必要な公用車のリースに係る経費を補正したものでございます。

続きまして、一番下の表を御覧ください。

款 7・土木費、項 2・道路橋梁費、目 3・道路新設改良費は、補正額 65 万円を加えて、9 億 2757 万 2000 円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が 65 万円でございます。

補正額の内訳は、節 10・需用費が 35 万円、節 17・備品購入費が 30 万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております道路改良一般事務事業（豪雨災害）であり、令和 2 年 7 月豪雨により被災した坂本地域の被害調査に必要な事務用品、測量設計用機器の購入に係る経費を補正したものでございます。

続きまして、26 ページをお開きいただきまして、一番上の表を御覧ください。

款 7・土木費、項 5・都市計画費、目 3・都市下水路費は、補正額 192 万 9000 円を加えて、8961 万 5000 円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が 192 万 9000 円でございます。

補正額の内訳は、節 7・報償費が 192 万 9000 円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております

樋門樋管操作管理事業（豪雨災害）であり、令和2年7月豪雨により警戒態勢時の待機及び樋門、陸閘の開閉操作等、緊急対応が必要となった操作員への謝礼を補正したものでございます。

続きまして、27ページ、次のページになりますが、お開きいただきまして、下の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額4億7740万円を加えて、4億9660万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が2億円、地方債が2億3560万円、その他、財政調整基金繰入金が4180万円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が4800万円、節12・委託料が4億2740万円、節15・原材料費が200万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業7740万円と、令和2年7月豪雨堆積土砂排除事業4億円でございます。

令和2年7月豪雨災害復旧事業は、令和2年7月豪雨により被災した施設の復旧経費を補正したものでございます。具体的には、甚大な被害を受けました坂本町の市道石丸線など65路線につきまして、59路線の崩土、落石、倒木の除去等に要する需用費など、あと、16路線の測量設計に要する委託料、また、二見下大野町の下大野4号橋の測量設計に要する委託料、二見赤松町の二見川5号橋の修繕に要する需用費でございます。

もう一つの令和2年7月豪雨堆積土砂排除事業は、豪雨によりまして宅地等に堆積した土砂や流木等の除去、運搬、処分を行うもので、今回は、地区内の集積所までの運搬等に要する委託料を補正したものでございます。

また別冊になりますが、建設環境委員会資料、

議案第81号のほうを併せて御覧ください。

道路橋梁施設災害復旧費ですが、1ページから8ページまで、それともう一つの堆積土砂排除事業のほうは13ページから15ページまでとなっております。

まず、1ページ目ですけれども、旧八代市管内の道路及び橋梁に関する路線名、被災状況、事業費などを示しております。めくっていただきまして、2ページがその位置図と主な箇所の被災写真ですね。番号等と合わせております。3ページが、これは坂本町管内の道路に関する路線名、被災状況、事業費などです。めくっていただきまして、4ページはその位置図と主な箇所の被災写真になっております。続きまして、5ページはですね、東陽町管内の道路に関する路線名、被災状況、事業費などとなっております。同じく6ページも、先ほどと同じように、その位置図と主な箇所の被災写真となっております。数が多いものですから。7ページが泉町管内の道路に関する路線名、被災状況、事業費などで、続きまして、8ページが同じく泉町管内の位置図と主な箇所の被災写真となっております。

それでは、続いてですね、13ページが堆積土砂排除事業の数量等を表しております。めくっていただきまして、14ページがですね、この堆積土砂排除事業の概要を示しております。左上、概要のところですね、宅地内から前面の道路まで出していただくところが1次集積と称しておりまして、それから2次集積所、3次集積所、で、処分に至るような形になります。最終的には処分するんですが、土砂の有効利用できるものはですね、道路のほうで使うということがあればそちらに使ったりとか、有効利用を図った上で最終的な処分になろうかと思っております。最後ですね、15ページが集積所等を示しましたおおむねの宅地等からの土砂の排除を行う位置図を示しております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、引き続き、27ページ、下の表を御覧ください。

目2・河川施設災害復旧費は、補正額6800万円を加えて、同じく6800万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が840万円、その他、財政調整基金繰入金が5960万円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が4840万円、節12・委託料が1960万円でございます。

内容は、先ほどの道路橋梁施設災害復旧費と同じく、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業であり、被災した施設の復旧経費を補正したものでございます。

二見赤松町の越猪川など33河川につきまして、27河川の小規模な護岸の修繕、土砂、流木等の除去などと、2河川の応急復旧に要する需用費、また、13河川の測量設計に要する委託料でございます。

すいません、また先ほどの別冊の建設環境委員会資料、81号のほうを併せて御覧いただきたいと思います。

河川施設災害復旧費は、9ページから12ページになります。ちょうど間になるんですけれども、9ページですけれども、これも旧八代市管内の河川名、被災状況、事業費などを示しております。めくっていただいて、10ページがその位置図と主な箇所の被災写真になっております。続きまして、11ページが坂本町管内の河川名、被災状況、事業費など。めくっていただいて、12ページがその位置図と主な箇所の被災写真となっております。

それでは、予算書に戻っていただきまして、引き続き、27ページ、下の表を御覧ください。

目3・港湾施設災害復旧費は、補正額100万円を加えまして、同じく100万円となって

おります。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が100万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料が100万円でございます。

内容は、これまでと同じく、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業であり、豪雨により日奈久港に漂着した流木等の撤去に要する委託料を補正したものでございます。

先ほどの別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧いただきたいと思います。

港湾施設災害復旧費は、9ページと10ページですね。先ほど河川のときと説明しました9ページの下のほうに日奈久港の被災状況、事業費等を示しております。10ページは位置図だけですけれども、中ほどに日奈久港の位置図を示しております。

以上、議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号の報告を終わります。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（北園武広君） 土砂の堆積の撤去関係の件で、第3次集積所の八代市の球技場というふうになつとるかと思うんですけれども、その予定されておる保管の期間と、それと、その土砂をどのように保管されるのか。あそこが芝のグラウンドですので、こういった保管の仕方をするのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○建設政策課長（竹原彰吾君） 建設政策課の竹原でございます。よろしくお願いします。

委員お尋ねのですね、第3次集積所、今回、八代市球技場を予定しております。

そちらにつきましてはですね、まず、いつまで使うのかという御質問でございますが、そちらにつきましては、今のところですね、今年度

いっぱい、来年の3月いっぱいまで使用させていただきたいということで今のところは考えております。

あとですね、質問がありましたもう1点、どのように保管するのかということでございますが、一応土砂を置くんですけども、やっぱりトラックが入っていきますので、トラックが入るところには鉄板をですね、まず敷かせていただきます。鉄板をですね、敷かせていただいて、トラックを入れます。

あとですね、土砂はですね、土砂、流木なんですけれども、そちらにつきましては今の芝生の上にそのままですね、一応そのまま上には置く予定でございます。

一応こちらにつきましては、当然、芝生がですね、今回使用することで痛むことが考えられますので、こちらにつきましては最終的には原形復旧までしてお返しするという事で考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（北園武広君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 災害復旧費のほうでお尋ねをしたいと思うんですけども、令和2年7月豪雨堆積土砂排除事業で4億円という予算額をつけていただいております。この排除事業がやはり被災された方にとってはですね、一番のありがたい内容であるんですけども、この4億円の予算額を使ってこういったところと契約をされたのかですね。1つの業者さんだけでは、多分、手に負えない状況かとも推測するんですけども、その辺りどのような流れになったのかということをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○建設政策課長（竹原彰吾君） それでは、委員お尋ねのですね、どのような契約をされたかということの御質問にお答えしたいと思います。

今回ですね、八代市といたしましては、八代地区土木災害協力会というですね、八代市の建設業者さん、そちらが集まった団体があります。そちらはですね、本市と災害協定を結ばれておりまして、災害があったときに迅速にですね、対応していただいているところです。

今回ですね、私たちどもの、市道、河川、いろいろなところを復旧してまして、まずはですね、道路啓開、こちらのほうをですね、行うということで、道路啓開のほうでまずその協会さん、八代地区災害協力会さんのほうに頼んでおりました。

そういう中ですね、今回、やっぱり皆様、土砂をですね、どうにかしないといかんということで、私たちもう、補助事業があるということでですね、国からも説明を来ていただきましたので、こういう事業があるということが分かりましたもんですから、まずですね、皆さんがボランティアとか、個人で道路脇に出された土砂をですね、まずどこかに、道路にそのまま置いたわけにはいかんもんですから、ある集積所、このですね、先ほどの資料の15ページですかね、15ページにですね、記しております6つの区域に分けてましてですね、この6つの、元小学校とかですね、そういうところのグラウンド、そういうところを利用してまして、各宅地の前でですね、土砂をそちらに運搬するというですね、業務が出てきました。その業務につきましてはですね、先ほど言いました、八代地区土木災害協力会、こちらのほうにですね、一応業者さんを手配してくれということで頼んでおります。

どうしてもですね、手配できないところはですね、私たちも個別で、地元の坂本町の業者さんにも頼んでるんですけども、基本的には八代地区土木災害協力会というそういう会のほうにですね、どこか業者さんを出してくださいということでお願いしているというところでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 八代地区土木災害協力会ですかね、そちらのほうと契約をしていたというので、迅速に対応していただいているというふうに私も認識しておりますが、すいません、1点だけ。

その八代地区土木災害協力会の責任企業というんですかね、そこはどちらになられるんでしょうか。

○建設政策課長（竹原彰吾君） 代表者ということですが、土木災害協力会の代表者ということで、八代市のですね、野田建設様、そちらの社長さんが会長ということになっておられます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。ありがとうございます。

質問を、すいません、変えて、都市計画費の樋門樋管操作管理事業のことでお尋ねをいたしますが、もう一つの説明資料の中で、36名分でしたでしょうか、というようなお話、説明をいただいておりますけれども、具体的にこの樋門樋管、それから、陸閘ですね、何か所の操作を36名の方で対応していただいたのかと、単価が幾らであるのかということもお聞かせいただけますか。

○土木課長（小原聖児君） 土木課長の小原でございます。よろしく願いいたします。

まず、質問の1点目が箇所数でございます。

全部で施設としまして44施設を国交省のほうから委託を受けておりまして、内訳としましては、樋管が28、陸閘のほうに16か所ということでございます。

あとは、管理人さんとしてましてはですね、その44施設のうちに35班というような形で区域を分けておりまして、そのトータルの管理人さんとしてましては74名となっております。

以上でございます。（「単価」と呼ぶ者あり）

単価につきましてはですね、特殊作業員と普通作業員というような形の県からの基準に基づいて算出した金額でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 今、特殊と普通というお話をいただいたんですけど、金額まで御提示いただけますか。

○土木課長（小原聖児君） すいません、特殊作業員の単価といたしましては2万6000円、普通作業員としましては1万8000円という金額を採用させていただいております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 35班で74名、今回は36名分ということですよ。ですので、約半数の方に費用を出されるということで理解してよろしいですか。

○土木課長（小原聖児君） 先ほどトータルで74名ということで申し上げましたけれども、班で正副というような体制を取っておられますので、今回の場合は、すいません、36名としておりましたが35名に訂正をさせていただきまして、その分で算出をさせていただいております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） この対応というのは、実労働時間という形では1日で終わられたんですか。その辺りはどのような管理をされとりますか。

○土木課長（小原聖児君） 今回、補正でお願いしておりますのは、実働時間を6時間、待機時間は一応算出としては根拠としてはですね、二日間で上げておりますが、これにつきましては国交省のほうと今後協議を進めて精算のほうに当たるということになっております。

一応この補正額としてはそういう計算を出しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。詳細にもまた精算という最終的な調整が図られるということであるようですけれども、この管理作業を請け負っておられる方々の声もしっかり聴いていただきたいというふうに思います。

それから、要望になりますけど。

○委員長（増田一喜君） 次にありますので。意見と要望ありますので。次の。

○委員（大倉裕一君） そっちがよかですか。

○委員長（増田一喜君） これからいけば。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。（委員福嶋安徳君「今、言われましたから」と呼ぶ）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） まず、意見のほうを申し上げます。

代表者会のほうでもですね、声が上がったというお話を聞いておりますけれども、専決処分を今回取られております。専決処分を取られることにはですね、何ら異論を申し上げるつもりはございませんが、今回につきましては非常に災害の規模が大きくて、八代市災害対策本部を立ち上げなければならないような状況下での予算措置だったということを考えればですね、時宜を捉えて、通常、専決は定例会のときに説明をすればいいという状況にあるんですが、少し早めに落ち着いたら説明をですね、別途設けるというような状況があってもいいんじゃないかなというふうに私は思っているところです。私も思っているところです。そういう声が代表者会でも上がったということを聞きましたので、あえて重ねて意見として申し上げておきたいというふうに思います。

それから、樋門操作関係になるんですけど

も、やはりこういった豪雨のときに流れ着くのはごみでございます。ごみの処分について非常に困られるということを以前お聞きしたこともありますので、ぜひこの辺りの対応についてもですね、行政のほうから積極的にアプローチしていただいて、お困り事がないのかといったところもですね、対応を丁寧にお願ひできればと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時58分 小会）

（午前10時59分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、第4款・衛生費及び第10款・災害復旧費について、市民環境部から説明願ひます。

○市民環境部長（桑原真澄君） 専決処分をいたしております一般会計補正予算・第7号につきまして、第4款・衛生費、第10款・災害復旧費のうち、市民環境部所管分について、谷脇市民環境部次長に説明をいたさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。よろしくお願い申し上げます。

座らせていただきまして、説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（谷脇信博君） それでは、八代市議会9月定例議案書7ページ、議案第81号になります。よろしいでしょうか。

議案第81号の8ページになります。

8ページの、令和2年7月豪雨災害を受け、令和2年7月20日に専決処分いたしました、専決第9号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号でございます。

衛生費のうち、市民環境部所管分について御説明いたします。

23ページをお開きください。

下段の、款4・衛生費、項2・生活環境費、目3・廃棄物対策費の補正前額2133万6000円に対し、災害廃棄物処理事業（豪雨災害）としまして6億5000万円の補正をし、補正後の額を6億7133万6000円といたしましたものでございます。

財源は、国県支出金として災害等廃棄物処理事業費国庫補助金が2分の1で3億2500万円、地方債では災害廃棄物処理事業債6500万円、また、その他では財政調整基金2億6000万円をそれぞれ充当いたしております。

これは、豪雨災害に伴います緊急を要する経費でございまして、主なものは役務費で、エアコンやテレビ、冷蔵庫、洗濯機といった家電4品目のリサイクル手数料1070万円、委託料では災害廃棄物の収集運搬及び処理業務委託に5億4150万円、また、災害廃棄物の仮置場の運営管理委託8050万円などでございます。

24ページをお開きください。

使用料及び賃借料では、仮置場の敷き鉄板やプレハブ小屋のリース1200万円などでございます。

次に、目4・環境衛生費では、補正前額579万1000円に対し、衛生害虫駆除事業（豪雨災害）としまして203万6000円の補正をし、補正後の額を782万7000円といたしましたものでございます。

財源は、国県支出金として疾病予防費県負担金が3分の2で135万6000円と、その他では財政調整基金68万円を充当いたしており

ます。

これは、豪雨災害により被災しました坂本地区等の床上・床下浸水世帯に対する防疫活動に係る経費でございまして、主なものとしまして、需用費では消石灰や逆性石けんなどの購入費136万8000円や、それらを配布するための軽トラックの2台のリース料が使用料及び賃借料の60万3000円でございます。

失礼しました。石灰石ではなくて消石灰です。すみません。消石灰でございます。失礼いたしました。

次に、目5・塵芥処理費では、補正前額13億5980万2000円に対し、分別収集事業（豪雨災害）及びごみ収集管理事業（豪雨災害）としまして868万5000円の補正をし、補正後の額を13億6848万7000円といたしましたものでございます。

なお、財源は全額その他で、財政調整基金を繰り入れております。

まず、分別収集事業では、豪雨災害により資源の日の集積所で使用しますコンテナ等が流失しましたことから、分別収集容器などの購入費として、需用費542万3000円などでございます。

次に、ごみ収集管理事業では、豪雨災害により坂本地区の一般廃棄物収集運搬業務の受託事業所が被災しましたことから、坂本地区の可燃ごみの収集運搬を緊急避難的にほかの事業所に委託するための経費で、246万4000円でございます。

最後に、目6・し尿処理費では、補正前額2億9984万9000円に対し、災害し尿処理事業（豪雨災害）としまして336万5000円の補正をし、補正後の額を3億321万4000円といたしましたものでございます。

同じく、財源は全額その他で、財政調整基金を繰り入れております。

これは、豪雨災害により被災しました坂本地区

区等における仮設トイレの設置や撤去及びし尿のくみ取りなどに係る経費でございます。

主なものは、委託料として仮設トイレの設置や撤去、くみ取り尿の収集運搬委託が146万4000円、使用料及び賃借料は仮設トイレ42基分のリース料157万1000円でございます。

続きまして、28ページをお開きください。

上段の、款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費、目1・衛生施設災害復旧費では、令和2年7月豪雨災害復旧事業保健衛生施設1か所としまして、24万2000円を専決いたしております。

これは、豪雨により松崎町の八代市斎場の炉前ホール天井から雨漏りが発生しましたことから、早急に修繕を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。（委員大倉裕一君「あります」と呼ぶ）

○委員（福嶋安徳君） 今、説明いただきました環境衛生費のほうで、衛生害虫駆除ってなっておりますけど、害虫ってものどういったものが、山から流出されたそういった関係の害虫になってるんですか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境課の武宮でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

予算上、衛生害虫駆除事業というふうに記載されておりますが、内容としましては、ただいま次長が御説明いたしましたとおり、被災地の消毒、あるいは、防疫活動等々に係る経費でございます。若干予算上の項目の関係で衛生害虫駆除事業というふうになっております。御理解をよろしくをお願いします。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） 特別な害虫が発生したという、そういう問題じゃないわけですね。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 被災地につきましては、後ほど出てくるかと思いますが、防疫活動を定期的にやっております、今のところ鼠族昆虫あたりの発生はないというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） 結構です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、考え方をまず、お聞かせいただきたいんですけども、災害廃棄物処理事業で、委託料5億4000万円ほどが運搬とかという説明をいただいたと思うんですけども、先ほど建設部の説明を聞きました。土砂撤去運搬については災害復旧費で計上されていたんですが、今回、衛生費のほうは災害復旧費ではなくて通常費用ということで計上されておりますが、この辺りはどのような考え方になるのでしょうか。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 循環社会推進課、坂口でございます。

今回もこれは災害復旧事業で予算は計上してございます。災害廃棄物等の処理事業として、通常業務とは別個に計上したものでございます。

○委員（大倉裕一君） 私の質問の仕方が悪かったんだと思いますが、第4款の生活環境費で計上するのではなくて、災害復旧費の項目、項とか、中ですね、計上してもいいんじゃないかというふうにも考えられるわけですけど、その考え方をお聞きしたいんですけど。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 確かに委員さんおっしゃることも分かるんですけど、災害復旧費で組んでるのは自前の持ち物といいますか、例えば、市道は市のものですし、今回のし尿処理場も市が所有しております。その辺のものが

被災しました分につきましては災害復旧費で計上しておりますが、今回、この予算化しておりますものは、市の所有物ではなくて、環境衛生に係る市民の方々に関する経費ということで、衛生費のほうで上がっておるものと考えております。

○委員（大倉裕一君） 市民の財産ちゅったら全てになってくつとですけど、公共物ではなく、市民の個人的な持ち物が被災して排出されたものというような考え方から通常の会計の中でということで、私も理解はしたいというふうに思います。

それで、すいません、次の質問なんですけど、この被災ごみですかね、こちらのほうの運搬についてどのような契約をなさっているのか。

先ほども土砂搬出で1社では多分難しいだろうというお話をさせていただいて、土木災害協力会か何かというそちらのグループと契約したというようなお話がございました。衛生費、こちらの生活環境費のほうではどういうふうに廃棄物処理の契約がなされたのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 災害廃棄物の収集運搬についてお答えいたします。

この災害廃棄物の処理事業に関しましては、熊本県産業資源循環協会と災害のときの支援協定がございますことから、仮置場の運営ですとかごみの収集運搬及び処分に関しての支援を受ける協定がございましたので、まずはその協会に支援の申込みをいたしまして、ここに計上してあります収集運搬に関しましては産業資源循環協会の南部支部のほうにお願いをいたしまして、そちらのほうから所属の支部のトラックであつたりとか重機であつたりとかというものを出していただいて、そこから備車をかけた車を出して回収を行ったというものでございます。

お答えいたします。

○委員（大倉裕一君） 南部支部といいますと

どのエリアになるのかということと、八代の企業さんが何社いらっしゃるのか、あと、少し枠を超えるんですけども、指名登録願を出されている会社さんが全て入られたかというところもお聞かせいただければと思います。

○委員長（増田一喜君） 答えられる範囲内ですね。

○循環社会推進課長（坂口初美君） お答えいたします。

熊本県産業資源循環協会の南部支部というのは八代以南の市町村の産廃用の許可業者さんたちが入っておられるということになりますので、八代市だけではなくて、一番端は鹿児島も、県境で一番近いところは鹿児島県ぐらいまでの業者さんが入っておられるというところでありまして、相当数ございますが、その中で八代市の事業所さんが何社あったかというのは、すいません、ここでは分かりません。

指名業者さんということのお尋ねですが、まずは南部支部のほうと契約をいたしましたので、その支部の会員さんあたりから協力を得て、車の手配をしていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 確かに組織の頼られるところはいいと思うんですが、やはりその組織がどのぐらいの規模があるのでそこで大丈夫かという確認は八代市が責任を問われる部分ではないかというふうに思います。その部分はしっかり把握をですね、していただきたいというのと、後ほどで構いませんので組織の数、それから、地域、八代市内の指名業者さんが全てこの組織に対応してるのかどうかですね、加盟になってるのかをお聞かせいただければというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上

で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 先ほど建設部のほうにも意見として申し上げたんですけども、代表者会の中でも意見として出たようですが、今回の専決については八代市災害対策本部を立ち上げられるような大きな災害が発生した後の専決ということでしたので、通常の定例会で、議案説明会の中で内容を説明するということも方法なんでしょうが、執行部のほうの落ち着きが少し出た時点ですすね、専決の内容はこういうものだという説明を何らかの形で取っていただければというふうに思いました。

私たちがやはり市民の方からお尋ねになって説明をする責任がありますので、その辺りも御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。
これより採決いたします。

議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第87号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部

から説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） 委員長お話の議案第87号、専決処分をいたしております一般会計補正予算・第8号中、第4款・衛生費につきまして、谷脇市民環境部次長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長（谷脇信博君） それでは、今お手元にございます八代市議会9月定例議会議案書の61ページからにつきまして、着座にて御説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 八代市議会9月定例議会議案書61ページの議案第87号になります。

次のページになります。62ページの令和2年7月豪雨災害を受け、令和2年8月7日に専決処分いたしました、専決第15号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号でございます。

衛生費のうち、市民環境部所管分について御説明いたします。

80ページをお開きください。

下段の、款4・衛生費、項2・生活環境費、目3・廃棄物対策費の補正前額6億7133万6000円に対し、災害廃棄物処理事業（豪雨災害）としまして30億6000万円の補正をし、補正後の額を37億3133万6000円といたしましたものでございます。

なお、財源は、国県支出金としまして災害等廃棄物処理事業費国庫補助金が2分の1で15億3000万円、地方債では災害廃棄物処理事業債3億600万円、残り12億2400万円の一般財源は特別交付税で措置しております。

これは、豪雨災害により被災しました住家で、罹災証明書などの判定が半壊以上のものについて、所有者の申請により市が解体撤去を実施す

る経費と、坂本地区内に設置する仮置場の開設に伴う経費でございます。

内容でございますが、委託料30億4416万円は損壊家屋等の解体と処分業務の委託料で、住家の解体軒数を433軒と見込んでおります。

使用料及び賃借料1584万円は仮置場に敷きます鉄板や、現場に置きますプレハブのリース料でございます。

次に、目4・環境衛生費では、補正前額782万7000円に対し、衛生害虫駆除事業（豪雨災害）としまして101万4000円を追加し、補正後の額を884万1000円といたしましたものでございます。

財源は、国県支出金としまして疾病予防費県負担金が3分の2で67万6000円、その他は財政調整基金33万8000円を充当いたしております。

これは、豪雨災害により被災しました坂本地区等の衛生環境の悪化を防止するため、災害ごみが搬出されている道路沿いの土地や側溝など、感染症の発生が懸念される場所の防疫活動に係る経費でございまして、現在、シルバー人材センターに委託し、2名1組の2班体制で実務に当たっていただいております。

次に、目5・塵芥処理費では、補正前額13億6848万7000円に対し、ごみ収集管理事業（豪雨災害）としまして270万円を追加し、補正後の額を13億7118万7000円といたしましたものでございます。

なお、財源は、全額、その他の豪雨災害寄附金を充当しております。

内容でございますが、豪雨により被災した坂本地区の一部において、集積所に設置してあった可燃物の収集箱が流失しましたことから、必要な集積箱の設置に係る経費を補助するものでございます。

最後に、目6・し尿処理費では、補正前額3億321万4000円に対し、災害し尿処理事

業（豪雨災害）としまして2229万8000円の補正をし、補正後の額を3億2551万2000円といたしましたものでございます。

財源は、国県支出金としまして災害等廃棄物処理事業費国庫補助金が2分の1で914万4000円、地方債では災害し尿処理事業債180万円、その他は財政調整基金からの繰入れで401万円、残り734万4000円の一般財源は特別交付税で措置しております。

これは、豪雨災害により被災しました坂本地区などにおける仮設トイレの設置・撤去及びくみ取り尿の収集運搬等に係る経費でございまして、内容としましては、需用費37万7000円は仮設トイレのコロナ感染症対策に要します消毒液の購入費、委託料1939万7000円は被災しましたトイレのくみ取槽や浄化槽に土砂が流入している汚泥の処理に係る経費1828万8000円などでございます。

また、使用料及び賃借料の252万4000円は、追加設置いたしました仮設トイレ15基分のリース料及び先ほどの補正第7号で設置しました仮設トイレのリース期間の延長分でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 80ページの廃棄物対策費の公費解体についてお尋ねしたいんですが、使用者からの申請ということだったわけですが、一連の流れがどうなるのかというところをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 循環社会推進課、坂口です。

公費解体の流れについて御説明いたします。

9月1日から申請者の方の受付をエコエイトやつしろのほうで開始しておりますが、それに先立って、事前説明会というのを行いまして、

そのときが199人の御相談と、昨日までで本申込みとしておいでになったのは三十数名の方が今のところ受付に参っておられます。

その書類の審査をする中でですね、受理できたものについては、順次、公費解体の作業を進めるために業者選定ということと、あとは、御自宅の現地に入って現場での建物の測量とか調査等を行いまして、そこで設計あたりができましたものから、順次、今の時点では入札において業者選定をして解体に着工を図るところで、今、事業を進めている状況でございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今、一連の流れですね、お聞きして、事前相談会に199名の方がおいでいただいたと。事前相談会、非常にいい取組だったというふうに私は思いました。

その中で、現在三十数名の方が申請を上げていらっしゃると。業者選定が入札だというお話もちよっと聞いたんですが、やはり入札という形を取らなければならないというようなルールがあるんでしょうか。その辺りをお聞かせいただければと思います。

○環境センター管理課長（稲本健一君） すいません。今、委員の御質問の、入札でしないといけないのかというところなんですけれども、熊本地震のときなんですけれども、熊本地震のときには八代市解体工事組合という団体がありまして、そちらのほうと連携を行いまして解体工事を行いました。

今回、環境省のほうからの指導、それと、県の指導もありまして、入札っていうところでの指導があっておりますので、今回、入札のというところでの手順を、今、進めてるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 私個人的には、坪数とかですね、建造物あたりである程度の単価設定ができないのかなというふうにちょっと思って、

迅速な処理という部分も含めたところですね、そういうものできないかと思っていたものですから入札の考え方をあえてお尋ねしたところなんです。

大変な内容といいますか、業務量になってくるとは思いますけれども、ルールはルールとしてですね、しっかり対応していただくようお願いしたいというふうに思いました。

それから、ごみ集積箱ですね。被災地のごみ集積箱が流れたということから設置をされることのようにすけれども、この流れもお聞かせいただいていいですか。事務手続の流れ。事務手続といいますか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 事務手続の流れの話なんですけれども、今、市政協力員さんのほうに御説明させていただいたんですけれども、まず、補助金なものですから、要綱のほうを作成しまして、集積所がある町のほうで申請をしていただきまして、それをうちのほうで、本当に流出がされているものなのかというのを確認をいたしまして、それについて受け付けて、その分について集積所の補助を出したいというところでの、今、流れになっております。

○委員（大倉裕一君） すいません、確認です。

町というのは、坂本町でまとめて申請を上げるということですか。それとも、自治会というような細かな単位になっているのか、そこを確認したいと思います。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 集積場所にある自治会の方からの申請というところになっております。

○委員（大倉裕一君） もうルールといいますか、要綱を決められたものかもしれませんけれども、行政のほうでも流れた場所というのは多分把握されてるんだろうというふうに思うんですよ。中には町内会長さんも被災をされて、その中で避難生活を余儀なくされ、また、一生懸

命復旧に向けてっていうようなですね、取組をされてる状況の中で、手を取って申請を上げてくれと言われる分がどうなのかなと、私は思うんですよ。もう場所が分かっているから、その申請の内容をいかに簡素化して、逆に行政のほうから設置をするぐらいのですね、確かに補助事業だからできないという部分は言われるかもしれませんが、その辺りのルールは行政のほうでもう一回考えられたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

通常であればですね、自治会から申請用紙を書いて行政に上げてというルールでいいのかなと思うんですが、今回の被災の状況からすると、そのルールが本当に被災者のところに寄り添った内容なのかなというふうな思いがいたしますので、もう一度その辺りは、部長、部内の協議になるかと思うんですが、お願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（桑原真澄君） 御質問ありがとうございます。

今、大倉委員おっしゃられたとおり、地元の方々にですね、寄り添って、できるだけ手を煩わせないように配慮しながら進めていきたいと思っています。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 先ほどもお伺いいたしましたが、衛生の管理の問題ですけれども、同じ害虫駆除という項目ではありますが、今、住宅が土砂が埋まって、それを撤去した状況の中で、何ちゅうか、消毒作業等がぜひ必要な場面だろうと思っておりますが、消毒作業については今の水没した土砂災害を負われたところ、そういったところの衛生管理に対する消毒作業は大体終わってるんですか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、被災地、

非常に多くの浸水被害がございまして、泥水の中に汚物あたりが流入した家屋も多数ございます。そういった観点からですね、8月6日に業務委託をさせていただいたんですが、八代市シルバー人材センターからですね、消毒業務員としまして4名派遣をしていただきました。

八代市シルバー人材センターから派遣していただいた業務員2名1組の2班体制でですね、先ほど次長から説明がありました公共用地、家庭から出ました災害ごみを一時的に仮置きされておられた道路、あるいは、その近辺の側溝、あるいは、水路、その辺りのですね、消毒業務をこの八代市シルバー人材センター4名の方でしていただいております。

8月6日から開始をさせていただいているわけですが、先週末で大体11回ほど防疫活動をしていただいております、これは付け足しになるかと思いますが、防疫していただいた総延長としましては18.5キロぐらいの消毒をしていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（福嶋安徳君） この事業については、本当はやっぱり住民の方々が大変心配されておる問題だろうと思います。特にコロナウイルス関係ですずっと心配しておられた状況がありながら、また今度のことで感染症あたりが発生しますと本当に嘆かわしい状況になりつつありますので、そこあたりはですね、住民等もやっぱり心配しておりました。そういうことで、こういった衛生管理がなされてきているというのは私自身も安心したところでございました。

まだまだ予断は許さない状況にあるかと思いますが、そういった面もですね、含めて、衛生管理については十分注意を払っていただけたらというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 補正額の財源内訳についてでございます。

コロナから始まってですね、どんどん財政調整基金が削られてるというところで非常に心配しとつとですけども、当然出すべきところは出していかなければならないと思っております。

この3の廃棄物対策費の中で、一般財源の12億2400万ですかね、これ、特別交付税ということであるわけですけども、これについてはちょっと、お尋ねですけども、激甚災害指定ですかね、その関連の恩恵ということで理解してよろしいんでしょうかね。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 歳入のことですのでちょっとこちらのほうでお答えするのはいかがとは思いますが、一応、今回、予算書のほうを見ていただきますと、通常一般財源っていうときには市税とかいろんなものをミックスして、それが一般財源の部分で入ってくるんですけども、今回の予算書を見ていただきますと、一般財源に相当しますところが全て地方交付税で賄われておりまして、説明の中でもですね、事前の説明の中でも交付税で行いますということでありましたのと、あと、国のほうが地方の負担というのを減らすために措置をいたしますということでございますので、通常の普通交付税のほうではこういう経費は最初は計上しておりませんので、残されるのは特別交付税しかないということで、特別交付税ということで考えております。（委員高山正夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） すいません、公費解体について再度お尋ねしたいと思いますが、確認ですけども、要件といいますかね、199名が来られて実際に受付されたのは三十数名ということで、何か自分が思っていた要件と合わなかったのか、あるいは、上限があるのか、

全額公費負担できるのか、そういったところの要件に関してですね、ちょっとお伺いできればと思いますが。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 循環社会推進課、坂口です。

公費解体の要件についてお答えいたします。

これは、罹災証明で半壊と判定が出られた住家またはそれに相当する非住家について申請の受付はできますということです。

今、事前相談が199名来られて、今現在受付をしたのは39名の方と申し上げましたが、これは、その残りの方が何か上限とか、対象にできないということでおいででないということではなくって、そろえていただきます所有者の方のまずは家屋の登記簿とか、共有者などの同意書とか、そういうことの書類を取っていただく必要があるということを事前相談のあたりでお知らせしたもんですから、そういう書類が整い次第、本申請に持ってこられているという状況でございます。

なので、半壊以上の罹災があられる方、また、あとは、今回は空き家も事業所も対象として御相談をお受けしておりますので、また、現地に行つての罹災の状況の調査とか、建物についての確認とかはございますが、来られた方について、今、条件が合いませんねということでのお話では承っているものはないところでございます。

受付期間とすれば、12月28日までに御申請くださいというところで申請の案内をしているところでございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。

もう1点確認ですが、今、空き家というお言葉がございましたが、例えば、私もちょっと相談がありまして、家にとかなには住んでないんだけれども、家屋が半壊以上になったんだが、そういうので、住民票はもう違う他府県に行つて

いると。そういう場合はできるのかというお尋ねがあったんで、一応市に尋ねてくれと言ったんで、その後、私もちょっと確認しなかったんですが、その場合どうなるんでしょうか。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 空き家についてお答えいたします。

空き家については申請を受けておりまして、実際、遠方におられる御親族の方等からいろいろ御相談を受けておりますが、被災地に確かに空き家があるということでの、先ほども申し上げました登記簿とか、そういうことで確認ができました場合については、その申請者の方か所有者の方から申請を申し込んでいただければ、郵送でも構いませんし、日にちを合わせてうちのほうを御訪問いただいて、物件の相談とか解体箇所の確認等を今現在受け付けておるところでございます。

お答えとします。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時48分 小会）

（午前11時53分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） それでは、令和2

年8月7日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されました議案のうち、議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきましては、田村建設部総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） 建設部の田村でございます。引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（田村伸司君） それでは、お手元の八代市議会9月定例会議案の61ページ、議案第87号をお願いいたします。

専決処分しました事件を報告することになっておりますので、63ページ、令和2年度八代市一般会計補正予算書・第8号により御説明させていただきます。

それでは、67ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を445万6000円増額補正し、補正後の額は49億3896万9000円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を395万5000円増額、項3・河川費を50万1000円増額補正したものでございます。

また、款10・災害復旧費を72億5131万8000円増額補正し、補正後の額は79億9716万3000円としております。

そのうち、建設部所管分としまして、項2・公共土木施設災害復旧費を68億468万6000円増額補正したものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

飛びまして、81ページをお開きいただきまして、81ページの真ん中の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は、補正額395万5000円を加えまして、9億3152万7000円として

おります。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が250万円、その他、財政調整基金繰入金が145万5000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が46万7000円、節13・使用料及び賃借料が72万8000円、節17・備品購入費が276万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております道路改良一般事務事業（豪雨災害）であり、令和2年7月豪雨によりまして被災した地域の復旧事業に必要な事務用品などに係る経費、坂本建設地域事務所の公用車購入1台、車両リース料2台などを補正したものでございます。

続きまして、一番下の表を御覧ください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額50万1000円を加えまして、636万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が50万1000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が50万1000円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております二見川渇水対策施設維持管理事業（豪雨災害）でございまして、令和2年7月豪雨により被災しました二見赤松町にございます二見川渇水対策施設の管理用道路の修繕に係る経費を補正したものでございます。

続きまして、84ページをお開きいただきまして、上の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額58億7313万7000円を加えまして、63億6973万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が32億8867万1000円、地方債が2

2億8090万円、その他、財政調整基金繰入金金が3億356万6000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が2億323万8000円、節12・委託料が16億4150万円、節13・使用料及び賃借料が39万9000円、節14・工事請負費が40億1300万円、節15・原材料費が1500万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業46億4680万円と、令和2年7月豪雨堆積土砂排除事業12億2633万7000円でございます。

令和2年7月豪雨災害復旧事業は、7月専決後に判明しました被災した施設の復旧経費を補正したものでございます。具体的には、坂本町の市道市ノ俣線など105路線につきまして、77路線の崩土、落石、倒木の除去等に要する需用費など、27路線の測量設計に要する委託料、31路線の路肩崩壊などの復旧に要する工事請負費など。下大野4号橋は、7月専決の測量設計に要する委託料に加えて、地質調査に要する委託料と復旧に要する工事請負費でございます。

また、同様に、7月専決の令和2年7月豪雨堆積土砂排除事業は、宅地内に堆積しました土砂等の除去、運搬、処分を行うものですが、すいません、先ほどが2次集積場までを計上しておりまして、8月分というのがその2次集積場から運搬、処分に至るまでの委託料を補正したものでございます。

別冊の建設環境委員会資料、議案第87号を併せて御覧いただきたいと思います。

ページ数が多いんですが、道路橋梁施設災害復旧費は、1ページから12ページまでと、22ページから24ページまでとなっております。

まず、1ページ目ですね。旧八代市管内の道路及び橋梁に関する路線名、被災状況、事業費などですね。続いて2ページ目が、今までと同

じく、その位置図と主な被災箇所の被災写真です。続いて、3ページから、ちょっと数が、坂本町になるんですが、5ページまでが、甚大な被災を受けました坂本町管内の道路に関する路線名、被災状況、事業費などとなっております。数が多いもんですから、位置図のほうもです。6ページ、7ページにわたって箇所のほうを記しております。8ページを見ていただきますと、これが写真のほうになります。被害の状況がですね、大きいことが分かっているかと思います。続きまして、9ページですけども、これが東陽町管内ですね、の道路に関する路線名、被災状況、事業費などですね。10ページがその位置図と主な箇所の被災写真。続いて、11ページ、泉町も数が多いんですが、泉町管内の道路に関する路線名、被災状況、事業費等ですね。12ページが、同じく位置図と主な箇所の被災写真となっております。

飛びまして、22ページですけども、先ほども説明しました堆積土砂排除事業の部分になります。23ページと24ページは7月専決分と同じ資料となっております。ちょっと説明しましたとおり、今後のスケジュールでいきますと、フェーズ1と書いてある部分が7月専決分、フェーズ2とフェーズ3というところでですね、が今回の8月分と書かれております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、引き続き、84ページ、上の表を御覧いただきたいと思います。

目2・河川施設災害復旧費は、補正額4億262万円を加えまして、4億7062万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が2億2859万4000円、地方債が1億4950万円、その他、財政調整基金繰入金が2452万6000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が4070万円、節12・委託料が1400万円、節1

4・工事請負費が3億4792万円でございます。

内容は、道路橋梁施設災害復旧費と同じく、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業であり、被災しました施設の復旧費を補正したものでございます。8月分で判明したですね、坂本町の板持川など39河川につきまして、31河川の小規模な護岸の修繕、土砂、流木の除去等に要する需用費、また、7河川の測量設計に要する委託料、18河川の護岸崩壊等の復旧に要する工事請負費でございます。

また、別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧いただきたいと思います。

河川の部分は13ページ、ちょうど間になりますが、13ページから21ページになります。

13ページは旧八代市管内の河川名、被災状況、事業費などですね。14ページはその位置図と主な箇所の被災写真となっております。続いて、15ページが坂本町管内の河川名、被災状況、事業費など、16ページがその位置図となっております。17ページが主な箇所の被災写真でございます。続いて、18ページが東陽町管内、1河川ですが、河俣川の被災状況、事業費などで、19ページが位置図と写真となっております。20ページは泉町管内の河川名、被災状況、事業費など、21ページがその位置図と写真でございます。

それでは、また予算書のほうに戻っていただきまして、引き続き、84ページ、上の表を御覧ください。

目3・港湾施設災害復旧費は、補正額262万9000円を加えまして、362万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他、財政調整基金繰入金が262万9000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費が同じく2

62万9000円でございます。

内容は、これまでと同じく、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業であり、豪雨により不具合が生じました日奈久港の湯ノ迫樋門開閉装置の修繕に要する需用費を補正したものでございます。

別冊の建設環境委員会資料ですが、先ほどの河川の下の方にですね、13ページ下のほうに、港湾というところで日奈久港の被災状況と需用費ですね、10ページはもう位置図だけを示しております。

最後になりますが、予算書のほうにまた戻っていただきまして、84ページ、上の表を御覧ください。

目4・都市計画施設災害復旧費は、補正額5億2630万円を加えまして、同じく5億2630万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が3億281万8000円、地方債が2億2190万円、その他、財政調整基金繰入金が158万2000円でございます。

補正額の内訳としまして、節10・需用費が1230万円、節12・委託料が1400万円、節14・工事請負費が5億円でございます。

内容は、これまでと同じく、表の右、説明欄に記載しております令和2年7月豪雨災害復旧事業でございます。被災した施設の復旧経費を補正したものでございます。具体的には、渡町ほか球磨川河川緑地など4公園につきまして、3公園の土砂、流木の撤去、また、2公園のトイレ仮復旧などに要する需用費、球磨川河川緑地の測量設計に要する委託料と張芝、舗装の復旧などに要する工事請負費でございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。

都市計画施設災害復旧費についてですが、25ページから28ページになります。

25ページは公園名、内容ですね、記載の内

容その他の一覧表となっております。めくっていただきまして、26ページですが、球磨川河川緑地と左岸遊歩道の部分の被災内容と被災写真を示した箇所図と、27ページは同様に坂本町の被災箇所図ですね、と、最後、28ページは東陽町の被災箇所となっております。

もう一つ、別冊で建設環境委員会資料としてお配りしてる27ページほどある資料ですが、これは最新の、右上のほうにたしか、ページめくっていただきますと、8月31日、後ろのほうに出てくると思うんですが、8月31日時点の被災報告になりますので、7月、8月と比べてこちらのほうが被災の最新ですね、被災状況を表しているものになっております。7月、8月で専決処分させていただいたもので、また設計等やっておりますので、その後、補正等がまた出てくるかもしれませんが、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号の報告を終わります。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 84ページの都市計画施設災害復旧費の中で、説明欄に測量設計委託公園1つという計上があるんですけど、この公園はどちらになりますか。

○都市整備課長（一美晋策君） 委員御質問の件でございますが、建設部が用意しました資料の25ページを見ていただきたいと思います。

こちらのですね、5番、球磨川河川緑地のほうで測量設計業務を委託する費用として計上させていただきます。

○委員（大倉裕一君） その球磨川河川緑地公園は分かりますが、球磨川河川緑地公園、どの部分を設計されるんですかね。何かほかに工事費も出てる中で、一緒にですね、測量設計という費用も出てるというところだったもので、ちょっとその辺教えてください。

○都市整備課長（一美晋策君） 御質問の件ですが、球磨川河川緑地につきましては、国の災害査定を受けて復旧をするものでございます。これのですね、災害査定用、受けるための被害のまず調査を行いまして、それを復旧するためにはどのようにして費用が幾らかかるかというようなことでの設計をする必要がありますので、その部分の設計として当該公園の設計ということで上げさせていただいているところでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） では、工事請負費で5億円という金額が出てますけど、これは球磨川河川緑地の整備請負費は入ってないということで理解したらいいんですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 工事請負費は、今言われました球磨川河川緑地の工事請負費、災害査定を受けまして、その後、復旧費の工事費を球磨川河川緑地について計上させていただいたところでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） その工事費の出ってくる時期っていうのはいつぐらいになりますか。別扱いということでもいいんですよね。今度、委託費で被害を調査されて、国の査定を受けて工事費が出てくるという御説明でしょ。

○都市整備課長（一美晋策君） 球磨川河川緑地の工事の時期ということでの御質問ですけども、球磨川河川緑地につきましては、来週9月14日の日に国の災害査定を受けまして、その後、災害復旧費が確定して、その後、工事を発注するというようになっております。その分の工事請負費を計上させていただいているというところでございます。

○委員（大倉裕一君） 何で工事請負費がもう出てくるんですかね、そしたら。査定を受けて、これだけかかるという費用が、委託を使って査定をされて、そして、これだけかかるという費

用が分かるとおっしゃったんですよね。それがあって予算が出てくるんじゃないんですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 今回の工事請負費につきましては、概算工事費ということで計上させていただいているところでございます。

○委員（大倉裕一君） そういうやり方でしたっけ、今までも。災害復旧費って。そういうやり方ですかね。私が認識不足っていうことだけですかね。今までの中でも含めて、すいません。

○都市整備課長（一美晋策君） 本公園のみならず、ほかの施設についても同様の取扱いだという認識でいるところでございます。

○委員長（増田一喜君） 要するに、災害のときには早急に対応したいということで、概算で見るとちゅうことでしょ。余れば余ったでちゃんと処分はせないけんですけどね。

○建設部長（潮崎 勝君） いろいろ災害の大小の規模にもよるかと思うんですけども、早急に復旧せんばんという1つの考えがありまして、公園につきましては早急に査定を受けて予算がなければすぐ発注ができませんもんですから、やはり皆さんが御利用なさる公園ですので、先へ査定を受けて、受けたらすぐもう発注できると、国の補助で言えば交付決定が下りたという扱いになりますので、速やかに工事発注に進む意味合いでも概算で工事費を予算化したい、あるという御理解をいただければと思います。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。理解したいと思います。

できるだけ早くやっぱり、復旧といいますか、使えるようにしたいということで、そのお話は私もすごく望むところなんですけど、具体的にいつぐらいに使用開始のめどを持っていらっしゃるというようなところはありますか。

○都市整備課長（一美晋策君） 先ほど申し上げましたように、来週に国の査定がございまして、おおむねどういう復旧方法になるかというのが確定します。金額的にかなり大きな金額に

なるものですから。工事でもありますね、土木、あるいは、造園ですね、芝等の復旧がありますので、工種もいろいろありますので、早くても年度内いっぱいにかかるのではないかとということで、今、現状としては考えてるところでございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福島安徳君） これはちょっと心配でお尋ねしたいんですけども、予算とか事業とかはないんですが、今、球磨川河川緑地の件が出ましたので、あそこの八の字堰は昨年でしたかな、完成できたんですが、そこんところの被害というのはどういった状況になりましたか。被害ありましたですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 今おっしゃいました八の字堰の横にですね、広場を造らせていただいているその点ということでよろしかったでしょうか。

○委員（福島安徳君） 一緒に。八の字堰も併せてですね。

○都市整備課長（一美晋策君） そのですね、八の字堰の横に、左岸側に高水敷のところを広場を現在整備しておりましたが、そこでもですね、被災をしております。こちらにつきましては、球磨川の護岸も一緒に被災をしております、まだ、今現在、球磨川の護岸の復旧のめどが立っておりません。そのめどが立たないと、まず護岸を整備してから後ろの広場の整備ということになりますので、その分につきましてはですね、今回でなく後々の、場合によっては来年度当初予算ということで計上させていただきたいということで考えてるところでございます。

○委員長（増田一喜君） 八の字堰の被害状況はいかがかという質問です。

○都市整備課長（一美晋策君） 申し訳ありません。八の字堰自身につきましてはですね、目視ではございますが、まだ堰自体は残っているということで認識しているところでございます。

ただ、あくまで目視でございますので、具体

に細かいところの補修等は必要になってくるかもしれませんが、そここのところについては当方のほうではちょっと認識をしております。

○委員（福島安徳君） 私もですね、豪雨の後に向こうへ通りがかって眺めてはみたんですけども、どういうふうな状況だろうかなと心配しながら見たんですけど、やはり災害に対してあれだけの状況できちんとした効果があったんじゃないかなというふうに私は感じながら来たんですけども、被害がなければもう、ああいふ工法が正しかったんだなというふうには思い感心しました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかに。

○委員（大倉裕一君） 道路崩壊で御自宅に戻れない地域がまだありますですね。その道路の復旧見込み時期、通行可能となる時期としてはいつ頃をお考えですか。

○建設部長（潮崎 勝君） 今、大倉委員が御指摘のは市ノ俣の道路ということでお話ししますと、通れない区間の最大のポイントは山腹の土砂が崩れ落ちて道路を塞いでいるという箇所が最大のネックのところでございます、そここのところののり面の泥をどのように削り落とすか、のり面の専門の土木業者さんと、今、ちょっと打合せを行っております、その道路の山を機械をですね、具体的に言えばのり面に、バックホーを山、斜面に登らせて、それで遠隔操作で下ろすとか、いろいろな高度の技術があるそうで、そういうのを使ってまずはのり面を開放する。あとは、奥のほうがもう、道路本体が河川の河川敷と一緒にような状態になってますので、そういうところには土のうを組んで盛土しながら進めると。大体市ノ俣が集落まで4キロございまして、大体被災の割合からすれば半分、50%以上が崩壊しているという状況ですので、めどは幾らかと、もうおっしゃられても断定的には言えんとですけども、その

のり面の崩壊の処理と、それから、仮道路の復旧、これを迅速にかけていくということで、1か月、2か月で終わるとには到底言えませんので、極力急いで頑張っていきたいとは思っております。それくらいしかこの場ではちょっとお答えできません。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市ノ俣の道路の件ですけども、今、部長のほうから意気込みといたしますか、非常に苦しい中でも精一杯全力を挙げて取り組んでいきたいということがございましたので、ぜひ、みなし被災者といいますか、避難されている方々のお気持ちも察しながらですね、取組を頑張っていただきたいというふうにお願いしておきたいというふうに思います。

それから、球磨川河川緑地公園の復旧の件ですけども、9月14日に査定を受けられるということは本日分かったわけですけども、やはり被災されたままでいつまで残しとくとかいという市民からの御指摘もかなり問合せもあったわけです。査定が終わられたら速やかに、瓦礫といいますか、流木等の撤去とかですね、そういったところを行っていただくようお願いをしときたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ほかにないようです。これより採決いたします。

議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認については、承認に賛成の

方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

それでは、しばらく休憩いたします。13時30分から再開いたします。

（午後0時25分 休憩）

（午後1時30分 開議）

○委員長（増田一喜君） それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

◎議案第91号・契約の締結について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第91号・契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○営繕課長（松野光洋君） 営繕課の松野でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第91号・契約の締結について、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい。

○営繕課長（松野光洋君） 議案書の123ページをお願いします。

議案第91号・契約の締結についてでございます。

説明は、お配りしております資料で、右肩に令和2年9月10日建設環境委員会資料、八代市立病院本館解体工事に関する資料について御説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、1の工事関係につきまして説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

工事の概要について御説明します。

番号、令和2年度営工第19号、件名、八代市立病院本館解体工事、工事場所は八代市妙見

町142番地、契約の相手方、園川組・共生・三大建設工事共同企業体、契約金額は1億6500万円でございます。契約予定工期は議決日から令和3年3月31日までを予定しております。

次に、工事の概要ですが、病院棟は鉄筋コンクリート造の地下1階、地上4階建てになります。床面積3295.18平方メートルの解体です。附属棟として、自転車置場、鉄骨造平屋建て32.4平方メートルの解体でございます。その他の工事として、樹木やアスファルトの舗装の撤去などを行います。

なお、敷地内全て解体した後は、碎石の敷きならしを行い、看板及びロープなどを設置して部外者の進入対策を行います。

次に、2ページ目をお願いします。

今回解体する予定の八代市立病院の現況外観写真でございます。上段、中段の写真が玄関正面側で、下段は病院裏手になります。

次、3ページをお願いします。

上段は病院南側外観でございます。中段が病院北側にあります自転車置場になります。

次、4ページ目をお願いします。

図面の左側が付近見取図で、右側が全体配置図になっております。赤線で囲っているところが今回の工事対象部分でございます。この部分は全て解体撤去を行います。

次に、5ページからは各階の平面図をつけさせていただきます。

まず、5ページ目。これが地下と1階平面図でございます。それで、6ページ目が2階平面図でございます。7ページ目が3階、4階の平面図でございます。次に、8ページ目が屋上及び塔屋の平面図でございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）契約検査課の

岩瀬でございます。

ただいまの工事概要の説明に引き続きまして、入札・契約に関して御説明をいたします。

失礼しまして着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） それでは、ただいま御覧いただいております資料の9ページでございます。

入札・契約の概要でございます。

まず、1つ目、競争入札に関する事項としましては、本工事は制限付一般競争入札を実施する旨、令和2年7月7日に公告いたしております。

本市では、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては、原則、制限付一般競争入札を行うこととしております。

次に、2つ目、競争入札に参加する者に必要な資格としましては、共同企業体の構成員の欄で、2者または3者で構成される建設工事共同企業体であることとしております。

格付等級または経営事項審査の総合評定値の欄ですが、代表構成員は解体工事に係る総合評定値、いわゆるP点が700点以上であること、全ての構成員が満たすべき条件としまして、令和2年度八代市競争入札参加資格者名簿におきまして解体工事の登録業者であることとしております。また、営業所の所在地につきましては、八代市内に主たる営業所を有する者、つまり、市内に本社、本店を有していることとしております。

その下、施工実績に関する事項では、平成18年度以降、元請として県内で完成した公共工事の解体の施工実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限るとしてしております。

配置予定技術者に関する事項につきましては、一部分だけ申し上げますと、資格等の欄に

おきまして、解体工事に関して、建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となる資格を有する者などを条件としております。

次に、一番下の段になりますが、3つ目、開札及び結果でございますが、7月30日に開札しましたところ、入札には、表に示しました4つの建設工事共同企業体が参加しております。この結果、株式会社園川組を代表構成員とする園川組・共生・三大建設工事共同企業体が、入札価格税抜きで1億5000万円で落札いたしました。予定価格が税抜き1億5353万7000円ですので、落札率は97.70%となります。これによりまして、8月6日に消費税を加算した1億6500万円で仮契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（高山正夫君） 1点お尋ねします。

解体とは違うんですけど、レントゲン室ですね。ここは、今、熊本総合病院に貸してるといふことで理解してよろしいんですね。

○資産経営課長（續 良彦君） こんにちは。資産経営課長の續でございます。

ただいま御質問のレントゲン棟につきましては、熊本総合病院のほうで今現在使用されているということをお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 格付等級の部分で、解体工事に係る総合評定値700点以上とあるんですけども、これはどういう意味になるんでしょうか。なぜ700点とされたのかということをお聞かせいただきたいのと、施工実績に関す

る事項の中で、平成18年度以降、元請として県内で完成した公共工事の解体工事の施工実績があるというふうな条件をされておりますが、平成18年度以降とされた理由、それと、それぞれに何社、八代市内であるのかということをお聞かせください。

○契約検査課長補佐（竹田圭志君） 契約検査課の竹田です。

委員お尋ねの、700点にした理由につきましては、一般的に制限を設ける場合は大体700点を基準として、今、制限をしております。

施工実績についても、今年度より施工実績をうたうようになったんですけど、過去15年間です、15年間の施工実績を求めていることとしております。

解体工事の会社数につきましては、31社、解体を希望される業者さんがいらっしゃいます。以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） なぜ700点としていらっしゃるんですか。通常700点としていますっていうことでは納得ができません。

それから、なぜ15年間なんですか。3年とか4年とかということじゃ駄目なんですか。

31社というのは何を31社とおっしゃったのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○契約検査課長補佐（竹田圭志君） 700点の基準ですけど、技術力を判断する上で700点としております。

あと、施工実績につきましても、あまり5年とかすると実績が少なくなりますので、過去15年間といたしております。

あと、31社についてですけど、31社につきましては、八代市の指名競争に登録されて希望されている業者さんが31社ということになります。

以上です。

○委員（大倉裕一君） その31社の中で、7

00点以上の点数お持ちの方が何社あるんですかということと、施工実績の条件に該当する企業さんが何社あるんですかということをお聞きしたと思ってるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○契約検査課長補佐（竹田圭志君） すいませ
ん、施工実績に該当する業者さんは8社いらっ
しゃいました。その施工実績を調べる場合に、
コリンズという施工を調べる、インターネット
等で調べるあれがありまして、それで調べた
ところ8社ございまして、700点以上の業者
につきましては、施工実績8社のほうが優先
されますので、8社というところで、ちょっと
今、700点以上の業者が何社いらっしゃった
のかはちょっと控えておりませんので、すい
ませません。

○委員長（増田一喜君） ちょっと答えにな
ったかな。

○委員（大倉裕一君） 議案を通す上ではそ
の部分ですね、しっかり把握して、議案説明
に臨んでいただきたいというふうに思います。

課長、いかがですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 詳細な部分
の調査が不足しておりまして大変申し訳ござ
いませぬ。その点はですね、今後そういった
ことがないように善処していきたいと考えて
おります。

○委員（大倉裕一君） 入札をするときに7
00点以上ってつけられるわけですね。競争
性がきちんと働くかどうかというところは、
そこからやっぱり始まっていくんじゃないん
ですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 今回の工
事につきましては比較的大きな工事となります
ので、ただいま申し上げましたP点につきま
してある一定の、今回は700点ということ
ですが、700点ということで線引きをさせ
ていただいておりますというところでござい
ます。

○委員（大倉裕一君） ですから、その70
0点、700点というのを、何ていうんです
かね、

日常的に使われてるのかもしれませんが、そ
の点数の根拠というのはしっかり持ってい
ただいてですね、入札という行為に当たっ
ていただきたい。市民の税金を使っていく
わけですから、そのところはですね、確
実なもの、何ですかね、押さえていただ
いて、業務に当たっていただきたいと思
いますが、いかがですか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） ただいま
のですね、御指摘をですね、真摯に受け止
めまして、取り組んでいきたいというふう
に考えております。

○委員（大倉裕一君） 8社の中で、代表構
成員が8社ということで理解すればよか
いですよね。JVを組んでこられたわけ
ですけど、この契約になったところの出
資比率というのはどういった形にな
ってますか。

○契約検査課長（岩瀬隆敏君） 代表構
成員である園川組が50%、あと、共
生が30%、三大が20%、こうい
った出資比率になっております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありません
か。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようござい
ます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意
見ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 繰り返しになります
けども、ただただ事務手続をすればいい
というのではなくて、中身のしっかり把握
していただいてですよ、なぜ700点なの
か、これでいいのか、こういうやり方
でいいのかというところはしっかり
ですね、随時、業務を見直す心も
持っていただきながら取組を行って
いただきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありません
か。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第91号・契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後1時49分 小会）

（午後1時50分 本会）

◎議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（潮崎 勝君） 建設部、潮崎です。

これから御審議いただきますのは、議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定でございます。

令和元年度下水道事業決算の概要につきましては、本会議の初日の提案理由説明におきまして申し上げたとおりでございますけれども、令和元年度に発生した純利益に係る地方公営企業法に基づく処分の議決、及び、地方自治法に基づく決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、下水道総務課の奥村課長より説明いたさせます。

なお、説明席を下水道建設課、涌田課長と交代いたしますのでよろしくお願いいたします。

○下水道総務課長（奥村勝己君） こんにちは。下水道総務課の奥村でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて、説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の令和元年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

当該決算書は大きく決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されていますが、初めに、事業報告書の概況から御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございますが、本市の下水道事業は、昭和56年度の供用開始以来、今日まで公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など、快適で安全な生活環境の向上に寄与しているところでございます。

令和元年度末の排水人口は6万758人、排水面積は1750ヘクタール、年間の総処理水量は683万3726立米、有収水量は574万9275立米で、総処理水量に対する有収水量の割合であります有収率は84.1%でございます。

今後も、有収率向上のための不明水対策や、水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、今年3月に見直しを実施いたしました八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としましては、八代処理区では、八千把校区、松高校区及び宮地校区など、千丁処理区では、古閑出地区及び西牟田地区など、鏡処理区では、宝出地区及び下村地区などにおきまして、それぞれ管渠布設工事を施工し、合わせて3.75キロメートルの整備を行っております。

また、古閑排水区の田中西町周辺におきましては、浸水被害軽減を図るため、平成30年度

から北部中央公園地下の雨水調整池本体工事に着手しております。

さらに、ポンプ場施設整備事業としましては、新開町にあります中央ポンプ場の改築に伴う第3期目の工事に着手しており、加えて、水処理センター4池目増設工事への着手及びストックマネジメント計画に基づきます管更生工事も実施しております。

なお、管渠施設整備事業のうち7億9390万4258円が、ポンプ場施設整備事業のうち4882万円が、水処理センター施設整備事業のうち8696万1000円が、それぞれ年度内に完了できず、令和2年度へ繰越しを行っております。

これは、主に、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

下水道事業につきましては、八代市汚水適正処理構想に基づき、計画的に下水道の整備を進め、普及率の向上を図ってまいります。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、20ページは議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから26ページまでは工事関係で、税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の維持工事の概況などについてそれぞれ記載いたしておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。

27ページをお願いします。

業務量でございます。表の中ほどの、行政区内人口12万5966人に対して処理区域内人口は5万9553人でございますので、普及率は47.3%、また、処理区域内人口に対して水洗化人口は5万566人でございますので、水洗化率は84.9%でございます。

また、事業認可区域面積は、昨年度と同様で、2099.1ヘクタールに対して、整備面

積は18.4ヘクタール増加し1721.6ヘクタールでございますので、整備率は0.9ポイント増加し、82.0%でございます。

おめくりいただきまして、28ページの事業収入に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

28ページ下段の（参考）現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、税込みで、調定額は11億6930万5400円、収入済額は10億4881万4580円、未収額は1億2049万820円、徴収率は0.05ポイント増加し、89.70%でございます。

これらは、いずれも決算時点である3月31日現在の数値でございますので、令和2年度になって納付される3月分の下水道使用料の口座振替分や自主納付分がほとんど反映されていないところでの数値でございます。

なお、参考までに申し上げますと、5月末までの納付額を反映させた場合の徴収率は97.87%でございます。

次のページの事業費に関する事項につきましても、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、30ページから32ページは会計でございますが、税込み1000万円以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきましては記載のとおりでございます、説明は割愛させていただきます。

33ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

前年度末の企業債の残高は、231億5619万8344円でございます。

令和元年度は、地方公共団体金融機構から12億7010万円、長崎銀行から4億1540万円、合わせて16億8550万円を借り入れる一方、地方公共団体金融機構、財務省、かんぽ生命保険、肥後銀行、八代地域農業協同組合、熊本中央信用金庫及び長崎銀行へ、合わせ

て18億3822万5400円を償還いたしておりますので、令和元年度末の企業債の残高は、前年度末より1億5272万5400円減少し、230億347万7804円となっております。

おめくりいただきまして、34ページのその他には、一般会計繰入金などの使途、充当先を記載しており、消費税申告の際に必要なものがございますが、個別の説明は割愛させていただきます。

申し訳ございませんが、お戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。

令和元年度八代市下水道事業決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入・支出である収益的収支と、資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入・支出である資本的収支の2本立ての予算・決算になっております。

なお、決算の内容につきましては、お手元に配付させていただいておりますA3の1枚物の資料で説明させていただきます。

この資料につきましては1000円単位で端数を整理して作成しておりますとともに、収益的収支につきましては、経営成績を表します損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成いたしておりますことを御理解願います。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は13億5315万5000円でございます。内訳は、目1・下水道使用料10億7583万4000円、目2・雨水処理負担金2億7554万9000円、目3・その他の営業収益177万2000円は、督促手数料154万8000円及び排水設備指定工事店証交付手数料15万円などでございます。

項2・営業外収益は19億3280万8000円でございます。内訳の、目2・他会計負担

金7億4643万8000円は水洗便所の普及等に要する経費、児童手当に要する経費及び汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入11億8083万2000円は、償却資産を整備・取得した際に受け入れた国庫補助金や、受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。

目4・雑収益333万8000円は、不用物品売却収益193万3000円及び下水道使用料延滞金129万円などでございます。

目5・国庫補助金220万円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でございます。

以上、収入合計は、32億8616万7000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は24億5075万1000円でございます。内訳の、目1・管渠費3831万5000円は、管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、マンホールポンプ修繕、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費7556万3000円は、各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、動力費などでございます。

目3・水処理センター費3億2615万4000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名分の人件費、水処理センター運転業務委託費及び污泥処理業務委託費などでございます。

目4・流域下水道管理費1億1440万5000円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億4646万4000円は、業務全般に関する費用でございます。その主なものは、一般職14名分の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金

などでございます。

目6は減価償却費で、17億1827万8000円でございます。

項2・営業外費用は3億5867万1000円でございます。内訳は、目1・支払利息3億5780万円及び目2・雑支出87万1000円でございます。

項3・特別損失は70万6000円でございます。内訳は、目2・過年度損益修正損70万6000円でございます。

以上、支出合計は28億1012万8000円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では、4億7603万9000円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項1・企業債は16億8550万円でございます。

項2・補助金は10億136万3000円でございます。内訳は、目1・国庫補助金7億3641万7000円、目2・他会計補助金2億6494万6000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は4871万5000円でございます。

項4・負担金は1億5818万3000円でございます。内訳は、他会計負担金1億5818万3000円でございます。

以上、収入合計は28億9376万1000円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は21億4073万7000円でございます。内訳は、目1・管渠施設整備費13億5176万4000円、目2・ポンプ場施設整備費5億7477万1000円、目3・水処理センター施設整備費1億4519万4000円、目4・流域下水道建設費5668万6000円、目5・営業設備費1232万2000円でございます。

項2・企業債償還金は18億3822万10

00円でございます。

以上、支出合計は39億7895万8000円でございます。

下の欄外に記載しておりますが、資本的収支は10億8519万7000円が不足しますが、これは、当年度分消費税資本的収支調整額8442万円、当年度分損益勘定留保資金5億5055万9000円及び減債積立金4億5021万8000円で補填しております。

次に、決算書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。おめくりいただきまして、9ページ、10ページは損益計算書でございます。

10ページの下から4行目の当年度純利益でございますが、前年度より6829万5121円減少し、4億7603万8982円ございました。

純利益が前年度より減少した主な理由は、ポンプ場費や資産減耗費などの営業費用が約4300万円増加しましたが、営業収益の下水道使用料が料金改定の影響もあり約6700万円増加したため、営業損失は約2700万円改善しましたものの、営業外収益の他会計負担金で約5300万円、長期前受金戻入で約5700万円それぞれ減少し、営業外利益が約8400万円減少したことによるものでございます。

次の11ページは剰余金計算書でございます。

まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、資本金同様に、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処分利益剰

余金 8 億 2 8 5 5 万 6 5 6 5 円のうち、4 億 5 0 2 1 万 7 3 3 8 円につきまして、減債積立金に積立を行った後に取崩しを行い、それに当年度純利益である 4 億 7 6 0 3 万 8 9 8 2 円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は、9 億 2 6 2 5 万 6 3 2 0 円となっております。

次の 1 2 ページは剰余金処分計算書でございます。表の右上、未処分利益剰余金 9 億 2 6 2 5 万 6 3 2 0 円は、本議案の議決をいただきますと、4 億 7 6 0 3 万 8 9 8 2 円を減債積立金に積み立て、残りの 4 億 5 0 2 1 万 7 3 3 8 円を資本金への組入れを行う予定でございます。

1 3 ページから 1 5 ページまでは、貸借対照表でございます。

この表は、令和 2 度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と負債と資本の合計が一致することからバランスシートとも言われ、実際、1 4 ページの右上の資産合計の二重下線、4 9 0 億 9 4 2 5 万 2 4 7 6 円と、1 5 ページの右下の負債・資本合計の二重下線の金額は一致いたしております。

次に、飛びまして、3 5 ページをお願いいたします。附属明細書でございます。

おめくりいただきまして、3 7 ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書は、一事業年度の資金収支の状況を 3 つの活動区分、業務活動、投資活動、財務活動毎に表示した報告書でございます。

公営企業会計は発生主義によるため、収益・費用を認識する時期と現金の収入・支出が発生する時期とに差異が生じることになりますが、キャッシュ・フロー計算書により、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能となるものでございます。

おめくりいただきまして、3 8 ページから 4 4 ページまでは収益・費用明細書でございます

が、先ほど資料で説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次の、4 5 ページから 4 6 ページまでは固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産につきまして、資産の種類毎に、年度当初現在高、当期の増加額・減少額、当期末現在高、減価償却累計額及び当期末償却未済額について記載いたしております。

次の、4 7 ページから 5 4 ページまでは企業債明細書でございます。借入先毎に、発行総額、償還額、利率、償還終期などについて記載いたしております。

最後になりますが、5 5 ページから 5 7 ページをお願いいたします。

注記としまして、重要な会計方針に係る事項であります固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法及び消費税等の会計処理、並びに、貸借対照表に関する注記、その他注記についてそれぞれ記載いたしております。

下水道事業につきましては、今後とも経費の縮減及び収入の確保などを図るとともに、汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして、計画的・効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいります。

以上で、議案第 7 5 号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 繰入金のことでお尋ねなんですけど、昨年よりも令和元年度は少なかったというような状況になっているのは理解をしたいというふうに思いますが、この繰入金は基準外なのか基準内なのかというところをまず

お聞かせいただいていいですか。基準額というのがどれぐらいのものなのかというところもお聞かせいただければと思います。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 下水道総務課、園田です。

一般会計繰入金の内訳ということで、まず、今年度の繰入金の総額が14億4150万円でございます。そのうち、基準内が11億7655万4000円、差額も2億6494万6000円が基準外ということになってます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 平成31年だったですかね、料金改定、使用料改定されたですね。この使用料改定というのはやはり、会計に大きな効果、影響があったというふうな判断でよろしいのか、どういった見解をお持ちでしょうか。この繰入金などに影響というか、効果が出てきているという判断でいいのか、その辺りをどのような認識をお持ちでしょうか。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 料金改定につきましては、今年の決算ベースで料金改定における影響額が6500万円ほど、増額というところで出ております。

委員おっしゃったとおりですね、会計にとりまして非常に大きな効果があっているというところでございます、その効果もございまして、繰入金ですね、削減につながったという効果というものもございますので、料金改定はかなり効果があったというふうに考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） まず目指すところは基準内の繰入れに収めていくこと、そこが1つの経営の目標に掲げるべきかなというふうに思うのですが、奥村課長の最後の言葉の中に、支出の削減だったですかね、と収入の確保という部分、そちらの言葉があったわけですけど、その課題も非常に大きいところがあるというふ

うにと思いますが、今回の決算状況を見られてどのような対策をお考えですか。具体的な対策の内容としては。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 今後はですね、また、とにかく水洗化率の向上と不明水調査などの有収率の向上を図るとともに、事業の費用の縮減にも努めていきたいと考えております。

○委員（大倉裕一君） 私が思うとに、もう、料金改定に頼るということはどうですか、避けてほしいと思ってます。できるだけ料金改定をせずに収入の確保を取って歳出を削減していくか、その部分をですね、皆さんで知恵をまた絞り合っていたきたいなというふうに思うところなんです。最終手段として料金改定の部分に手をつけてもらいたいというような思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 令和元年度は3.75キロの管渠施設整備がなされたじゃないですか。そのうちで、下水道の水洗化につないでおられるのはどのくらいありますか。

○委員長（増田一喜君） どなたが答えられますか。

○下水道建設課長（涌田直美君） 今の御質問にお答えをいたします。

八代処理区につきましては、令和2年3月31日現在で水洗化率が88.4%、八代東部処理区、新駅周辺にありますけど、そちらにつきましては85.8%、千丁処理区につきましては84.1%、鏡処理区につきましては65.1%になっております。全体平均でいきますと、84.9%が平均になります。（委員福嶋安徳君「84.9%が平均」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（福島安徳君） 水洗化率については結構皆さん理解して、今はこの水洗化になされているような気がいたしております。

待ち望んでおられる方々もたくさんおられるわけですが、なかなか水洗化につないでもらえないところも、なかなか厳しい面もあるだろうと思っております。

そういう中に、やはり何ちゅうか、下水道事業つうとはぜひ環境の問題に関してはぜひ達成していただきたいという願いが私もありますので、そういったことも踏まえてですね、下水道事業は、今、計画してあるところは全部下水道化にしてもらいたいというふうに考えております。なかなか予算的に厳しい面もあるかと思いますが、それを踏まえてですね、ぜひ完成させていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第75号・令和元年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び承認することに決しました。

執行部は退出願います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

○委員長（増田一喜君） 次に、本委員会に付

託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（増田一喜君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

本件について何かありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

○委員（大倉裕一君） 昨日、議長から提案があった委員会ごとに進めていくということに関しての話は何かせんでもいいんですか。

○委員長（増田一喜君） 昨日、先ほど言われましたように、議長より提案がありました、八代市議会災害対策会議内における各部会活動については、本委員会の中で協議し、進めていく必要があります。

また、各部会においても足並みをそろえる必

要がありますので、まずは正副委員長とで協議をし、開催時期等につきましては改めて御連絡させていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

(午後2時28分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年9月10日

建設環境委員会

委員長